

流域マネジメントに関するお悩みを解決します！～水循環アドバイザー制度～

流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、流域水循環計画の策定・実施に必要となる技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」による支援を実施します。

支援の流れ

内閣官房 水循環政策本部 事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請を踏まえ、必要に応じて、申請団体及び候補者と調整を行った上で、申請団体に候補者を提示。

地方公共団体等から 支援を申請

地方公共団体等 (流域水循環協議会及び その構成員を含む)

- ・解決困難な課題が発生
- ・知見や助言が必要 等

- ・流域水循環協議会の設立、運営
- ・関係者間の合意形成
- ・課題や目標の設定
- ・地域や住民の関わり方
- ・専門的な知見や経験 等

水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに
関して一定の知識を
有する有識者や地
方公共団体の職員
等
- 
- 水循環アドバイザーを
決定

現地派遣やオンライン会議による助言・ 提言、情報提供等

- 課題の解決、知見の
習得等により、流域マ
ネジメントの取組の更
なる展開と質の向上に
貢献。

※現地派遣は最大3日以内、
オンライン会議は最大10時間以内

